

## 第92号議案

### 東三河広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、東三河広域連合規約を次のとおり変更するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月7日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

### 東三河広域連合規約の一部を変更する規約

別紙のとおり

### 提案理由

東三河広域連合において山村都市交流拠点施設の整備に関する事務を行うため提案する。

東三河広域連合規約の一部を変更する規約

東三河広域連合規約（平成27年1月30日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

第4条中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 山村都市交流拠点施設の整備に関する事務

第17条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地方債

別表中

第4条第13号に規定する事務に係る経費	人口割
---------------------	-----

を

第4条第13号に規定する事務に係る経費	豊橋市	1,000分の412
	豊川市	1,000分の201
	蒲郡市	1,000分の80
	新城市	1,000分の61
	田原市	1,000分の246
第4条第14号に規定する事務に係る経費	人口割	

に改める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。